

## 令和3年度 第10回糸島市教育委員会会議会議録

(日 時) 令和4年3月23日(水) 14時56分から16時05分まで

(会 場) 糸島市役所本館3階 庁議室

(出席委員) 西 憲一郎委員(職務代理者)、古川 泰永委員、  
松尾 実恵委員、宗 聖子委員

(事務局出席者) 家宇治 正幸教育長  
小金丸 敏浩教育部長、土肥 英雄教育総務課長、吉永 政博学校教育課長、  
山下 千恵子生涯学習課長、村上 敦文化課長、岡部 裕俊文化課企画監兼博物  
館館長、石硯 晃子学校教育課指導係長兼指導主事、上田 暁学校教育課主幹  
兼指導主事、金子 剛教育総務課総務係長

(傍聴人) なし

### 1 会議事項

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 会議録の承認
- (3) 教育長の報告
- (4) 議事

議案第14号 糸島市社会教育委員の委嘱について

議案第15号 糸島市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第16号 糸島市読書ふれあい推進基本計画の策定について

議案第17号 糸島市文化財保護事業等補助金交付規程等を廃止する告示について

議案第18号 市長の補助機関である職員に対する事務委任等に関する規則について

議案第19号 糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則等の一部を改正する規則につ  
いて

議案第20号 糸島市教育センター運営委員会設置規程及び糸島市社会教育関係団体補  
助金交付規程の一部を改正する告示について

議案第21号 糸島市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

### 2 報告事項

- (1) 令和4年第1回(2月)糸島市議会臨時会及び第1回(3月)糸島市議会定例会の報告につ  
いて
- (2) 令和3年度教職員離任式及び令和4年度教職員赴任式の開催について
- (3) 令和4年度「糸島の教育(リーフレット)」について

### 3 その他

- (1) 各課業務の主な取組状況及び課題について
- (2) 教育委員から
- (3) その他

### 4 開 会

(家宇治教育長)

本日の会議は、定足数に達しています。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和3年度第10回糸島市教育委員会会議を開会いたします。

#### (1) 会議録署名委員の指名

(家宇治教育長)

令和3年度第10回教育委員会会議の会議録署名委員に、糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、松尾 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

#### (2) 会議録の承認

(家宇治教育長)

令和3年度第9回教育委員会会議の会議録の承認について、お諮りいたします。

事前に配付しています会議録の記載事項につきまして、何か訂正事項等がありましたら、ご指摘をお願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ご異議が無いようですので、会議録は承認されました。西 委員におかれましては、会議終了後、会議録への署名をお願いします。

#### (3) 教育長の報告

(家宇治教育長)

それでは、私の方から報告をさせていただきます。

あいかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響で、教育活動が制限されていますが、小中学校ともに卒業式を挙行することができました。各学校には、保護者の出席も2名までとし、60分以内での実施を通知しました。学校側は大変だったと思いますが、その中でも各学校が工夫をし、卒業式を実施した姿が見られました。子どもたち一人一人をビデオに収めて放映した学校もありますし、記念撮影等ができる場所を設定したり、様々な取組がなされていました。各学校の努力に感謝したいと思います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症です。1月から3月21日までの間、児童生徒の感染者は525名です。教職員は28名。給食調理業務の委託職員は7名となっています。今現在、学級閉鎖は3学級となっていますが、閉鎖期間が今日までで、明日の修了式は、全ての学級の閉鎖を解いて実施できる見込みとなっています。しかしながら、各学校では、明日、登校できない児童生徒が数名ずつおり、その子たちはリモートで校長の話聞くという形をとると聞いています。

3点目は、組織の再編の話しを前回いたしました。このメンバーで教育委員会会議を実

施するのが今日で最後となります。4月からは、新たな組織で実施していくこととなります。

これで、私からの報告を終わらせていただきます。

何か、ご質問がありましたらお願いします。

無いようでしたら、次に移りたいと思います。

#### (4) 議事

(家宇治教育長)

それでは、議事に移ります。

議案第14号及び議案第15号は、人事に関する案件ですので、糸島市教育委員会会議規則第12条第2項の規定により、会議を公開しないこととしたいので、糸島市教育委員会会議規則第12条第3項の規定により採決を行います。

議案第14号及び議案第15号について、会議を公開しないことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号及び議案第15号については、会議を公開しないことにします。

非 公 開

次に、議案第16号 糸島市読書ふれあい推進基本計画の策定について を議題といたします。

生涯学習課長から提案理由を説明させます。

(山下生涯学習課長 説明)

(家宇治教育長)

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、本議案に対する採決を行いたいと思います。

議案第16号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第16号 糸島市読書ふれあい推進基本計画の策定について は、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

次に、議案第17号 糸島市文化財保護事業等補助金交付規程等を廃止する告示について を議題といたします。

教育総務課長から提案理由を説明させます。

(土肥教育総務課長 説明)

(家宇治教育長)

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、本議案に対する採決を行いたいと思います。

議案第17号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第17号 糸島市文化財保護事業等補助金交付規程等を廃止する告示について は、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

続きまして、議案第18号 市長の補助機関である職員に対する事務委任等に関する規則について を議題といたします。

教育総務課長から提案理由を説明させます。

(土肥教育総務課長 説明)

(家宇治教育長)

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(西委員)

質問になりますが、組織改編で、生涯学習課と文化課の所掌事務を地域振興部長に委任するというのですが、この事務委任と教育振興基本計画の関係について、確認させていただきたい。

教育振興基本計画は、糸島市における教育に関する基本的方針を定めた計画と思っています。この中には、学校教育の他、生涯学習や文化についての項目もあります。4月から市長部局に移る事務がありますが、これらの事務の基本的な方向は、教育振興基本計画に従って遂行されるものと認識して良いかを確認させていただきたい。

なぜならば、制定予定の規則第2条第2項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項に掲げる事務は委任しないと規定される。第25条第2項第1号には「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること」と規定されている。つまり、この権限は、4月以降も教育委員会が有することとなる。その趣旨からすると、教育振興基本計画には、4月以降も生涯学習や文化に関する項目が存在し、委任された事務は、この方

針に従って、遂行するものと理解してよろしいのか。

(土肥教育総務課長)

西委員のお見込みのとおり、教育振興基本計画は、市長の教育大綱並びに市の総合計画をうけて、策定していますので、生涯学習課と文化課が所掌する項目を4月以降に教育振興基本計画から削除する予定はございません。今までどおりです。教育に関する方針を教育委員会が定めることに変更ありませんし、毎年実施しています、点検・評価についても変更ありません。

(家宇治教育長)

今回の組織改編では、事務を委任するだけであって、生涯学習や文化に関する項目を教育振興基本計画で定めることに変更ありません。

その他、ございませんでしょうか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、本議案に対する採決を行いたいと思います。

議案第18号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第18号 市長の補助機関である職員に対する事務委任等に関する規則については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

次に、議案第19号 糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則等の一部を改正する規則について を議題といたします。

教育総務課長から提案理由を説明させます。

(土肥教育総務課長 説明)

(家宇治教育長)

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、本議案に対する採決を行いたいと思います。

議案第19号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第19号 糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則等の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

次に、議案第20号 糸島市教育センター運営委員会設置規程及び糸島市社会教育関係団体補助金交付規程の一部を改正する告示について を議題といたします。

教育総務課長から提案理由を説明させます。

(土肥教育総務課長 説明)

(家宇治教育長)

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、本議案に対する採決を行いたいと思います。

議案第20号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第20号 糸島市教育センター運営委員会設置規程及び糸島市社会教育関係団体補助金交付規程の一部を改正する告示については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

最後に、議案第21号 糸島市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について を議題といたします。

教育総務課長から提案理由を説明させます。

(土肥教育総務課長 説明)

(家宇治教育長)

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、本議案に対する採決を行いたいと思います。

議案第21号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第21号 糸島市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決されました。

## (5) 報告事項

(家宇治教育長)

議事が終了しましたので、報告へ移ります。

報告① 令和4年第1回(2月)糸島市議会臨時会及び第1回(3月)糸島市議会定例会の報告について 教育部長から報告をさせます。

(小金丸教育部長 報告)

(家宇治教育長)

報告は以上です。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようなので、次に移ります。

(家宇治教育長)

報告② 令和3年度教職員離任式及び令和4年度教職員赴任式の開催について 報告させます。

(土肥教育総務課長 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようなので、次に移ります。

(家宇治教育長)

報告③ 令和4年度「糸島の教育(リーフレット)」について 学校教育課長から報告させます。

(吉永学校教育課長 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、これで報告を終了します。

## (6) その他

(家宇治教育長)

その他の案件に移ります。

各課業務の主な取組状況について、各課長から順次報告させます。

(教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課 各課長等から報告)

(家宇治教育長)

各課からの報告について、質問がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

(松尾委員)

先月の会議でお話ししようと思っていた件ですが、糸島の保護者が市教委に要望した制服

の件なのですが、前原中学校、前原西中学校、志摩中学校の生徒たちと話す機会があったので、ストレートに制服はあった方がよいのか、無い方がよいのかを聞いたのですが、聞いた生徒全員が、制服はあった方が良いと答えました。理由は何かと聞いたら、毎日洋服を考える手間が省けること、洋服を買うのにお金がいるし、洋服で競争が起きる可能性があるといったものでした。

要望書を出した保護者は、制服を強制するといった表現をしていますが、当事者である子どもたちはそういった強制という認識は無いのではと思いました。

こういう話を聞くと、子どもたちは何故、制服が必要なのかを理解しているとも思いましたし、生徒全員にアンケートを実施し、子どもたちの総意ということで保護者に話すことと納得するのではとも思いました。

あと、別件で、来年度の新4年生の保護者から聞いた話ですが、4月から学童保育が利用できなくなり、夏季休業期間中の対応を困っていらっしゃいました。前原南小学校や可也小学校などの児童数が増加傾向にある学校では、学童保育の対策も考えていらっしゃいますが、そういった声も聞こえてきました。

(吉永学校教育課長)

制服の件につきましては、各学校の制服検討委員会の中で、子どもたちの声として、そういった意見も出ていました。次年度以降は、校則については、子どもたちの声を取入れ、子ども主体の校則に切り替わっていくものと考えています。

学童保育の件につきましては、実態を把握し、次回以降にお答えしたいと思っております。

(家宇治教育長)

制服の件については、現在、各学校に子どもたちの意見を取入れ対応するよう指示しています。また、アンケートについても子どもたちが実施した方が良いとなれば、実施するものと考えています。学校側で子どもたちと話し合いながら取組んでいくことと思います。

学童保育の件については、今言われたような問題を解消するために、組織を改編し、子ども教育部を設置します。教育委員会会議の場に、子ども課等が参加することはありませんが、市役所の中で連携を取りながら進めていくつもりです。

(宗委員)

意見になりますが、多くの学校で学級閉鎖が続く中、卒業式を無事実施できたことに感謝いたします。各学校にあっては、規模を縮小しながらも工夫し実施していただいたこと、また、子どもたちのために、懸命に対応してくださった先生方にも感謝の気持ちでいっぱいです。保護者の一人として感謝いたします。

(家宇治教育長)

他にございませんでしょうか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、その他を終了いたします。

次回会議の日程ですが、次回の会議は、4月28日(木)に予定しています。

以上をもって、第10回の糸島市教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。



糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、ここに署名する。

教育長

委員

(教育長指名委員)